

磐田市告示第315号

磐田市予防接種事故災害補償要綱（平成17年磐田市告示第129号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月15日

磐田市長 草地博昭

第5条第1項第2号中「48,000,000円」を「49,500,000円」に、「31,960,000円」を「32,960,000円」に、「24,399,000円」を「25,163,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和8年4月1日以後に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発見された予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。